

相談支援専門員の要件となる実務経験について

(別紙3)

区分	業務内容	必要実務経験年数
イ	<p>平成18年10月1日において次に掲げる者であったものが、同年9月30日までに相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間</p> <p>(1) 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者</p> <p>(2) 精神障害者地域生活支援センターの従業者</p>	<p>通算して3年以上</p>
ロ	<p>次に掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間</p> <p>(1) 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者</p> <p>(2) 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者</p> <p>(3) 障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者</p> <p>(4) 病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者(ただし、次の①から④に限る)</p> <p>①社会福祉主事任用資格者 ②訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者 ③トに掲げる資格を有する者</p> <p>④(1)から(3)に掲げる従事者及び従業者である期間が1年以上の者</p>	<p>通算して5年以上</p>
ハ	<p>次に掲げる者であって社会福祉主事任用資格者等が、介護等の業務に従事した期間</p> <p>(1) 障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であって療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者</p> <p>(2) 障害児通所支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者</p> <p>(3) 病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる事業の従業者</p>	<p>通算して5年以上</p>
ニ	<p>ハの(1)から(3)までに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、介護等の業務に従事した期間</p>	<p>通算して10年以上</p>

ホ	障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間	通算して5年以上
へ	特別支援学校その他これらに準ずる機関において障害のある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務に従事した期間	通算して5年以上
ト	ロ、ハ、ニ、ホ、への期間が通算して3年以上あり、かつ、次の資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士	通算して5年以上

- ※ 相談支援の業務とは、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務
- ※ 介護等の業務とは、身体上若しくは精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務
- ※ 社会福祉主事任用資格者等とは、
 - (1) 社会福祉主事任用資格を有する者
 - (2) 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得したと認められるもの
 - (3) 保育士
 - (4) 児童指導員任用資格者
 - (5) 精神障害者社会復帰指導員任用資格者